

論壇

財産評価基本通達186-2(2)括弧書

組織再編成後の株式評価における「現物出資等受入れ差額」について



宮田 房枝 【麹町】

1. はじめに

財産評価基本通達上、取引相場のない株式を純資産価額方式で計算する場合の1株当たりの純資産価額は、課税時期における各資産の相対評価額の合計額から、各負債の金額の合計額及び評価差額に対する法人税等相当額を控除した金額を課税時期における発行済株式数(自己株式を除く)で除して計算した金額とされている(財基通186-2)。

がある場合には、当該現物出資、合併、株式交換又は株式移転の時に現物出資等受入れ資産の相対評価額から帳簿価額を控除した金額(以下、「現物出資等受入れ差額」)については、原則として各資産の帳簿価額の合計額に加算する(評価差額として反映しない)こととされている(財基通186-2(2)括弧書)。

本通達は、含み益を利用した租税回避を防止する等のため、平成6年から3度にわたり改正されたものであった(下記2.参照)が、その後の経済状況の変化や組織再編成の創設を経て、現行の実務にはそぐわなくなっていると感じる。

2. 本通達の改正経緯

昭和の終わりから平成の初めにかけてのいわゆるバブル期には、いわゆるA社B社方式による租税回避が横行した。

例えば、平成2年4月に甲氏がA社株式(評価差額に対する法人税等相当額控除前の純資産価額による相対評価額15・1億円、評価差額10億円、評価差額に

対する法人税等相当額5・1億円)を直接100%保有していたとする。このままだと、A社株式の純資産価額による相対評価額は10億円(15・1億円-5・1億円)となるので、甲氏はA社株式を現物出資してB社を設立する。当時の税制上、現物出資を受けた財産の受入価額は時価以下の

任意の金額を付すことができたため、B社において、A社株式の帳簿価額として0・1億円を付すことも可能だった。仮に課税時期におけるA社株式の評価差額に対する法人税等相当額控除前の純資産価額による相対評価額が現物出資時と変わらず15・1億円であったとすると、B社株式を評価する上での評価差額は15億円(相対評価額15・1億円-帳簿価額0・1億円)と増やすことができるが、

この評価差額15億円に係る法人税等相当額7・65億円(15億円×51%)を、純資産価額から控除することができた。すなわち、恣意的に作り出した評価差額(以下、「恣意的な評価差額」)により、A社株式の純資産価額による相対評価額を7・65億円(15・1億円-7・65億円)に圧縮することができた。

これを規制するための通達改正が平成6年6月に行われ、その後の平成11年7月及び平成12年6月の適用範囲の拡大に関する改正を経て、現行の通達(上記1.参照)に至っている。改正により、前出の事例の場合、B社が現物出資により著しく低い価額で受け入れたA社株式に係る評価差額15億円(現物出資の時にお

ける相対評価額15・1億円-B社が付した帳簿価額0・1億円)については、評価差額に反映されないこととなった。

3. 組織再編成の創設

平成13年度税制改正により組織再編成制が創設され、合併、分割、現物出資又は事後設立があった場合の法人税の課税関係が規定された。また、平成18年度税制改正により、株式交換又は株式移転があった場合の法人税の課税関係も規定された。これにより、法人が組織再編成を行う場合は、それが適格組織再編成か非適格組織再編成かに応じて、組織再編成を行う場合

では、税務上の取扱いが決まることとなった。例えば、法人が現物出資を行う場合の税務上の受入価額は、その現物出資が適格現物出資であれば帳簿価額によること、非適格現物出資であれば時価によることとなり、強制されることとなり、恣意的に著しく低い価額で受け入れること(「恣意的な評価差額」を作り出すこと)はできなくなった。

4. 問題が生じうる場合

① 適格組織再編成による場合  
例えば、乙氏がC社株式(評価差額に対する法人税等相当額控除前の純資産価額による相対評価額5億円)を直接100%保有していたとする。そして、適格株式移転によりホールディング会社D社を設立し、D社の傘下にC社を置いたとする(D社におけるC社株式の帳簿価額1億円、評価差額に対する法人税等相当額控除前の純資産価額による相対評価額5億円)。

併して、税務上の取扱いが決まることとなった。例えば、法人が現物出資を行う場合の税務上の受入価額は、その現物出資が適格現物出資であれば帳簿価額によること、非適格現物出資であれば時価によることとなり、強制されることとなり、恣意的に著しく低い価額で受け入れること(「恣意的な評価差額」を作り出すこと)はできなくなった。

併して、税務上の取扱いが決まることとなった。例えば、法人が現物出資を行う場合の税務上の受入価額は、その現物出資が適格現物出資であれば帳簿価額によること、非適格現物出資であれば時価によることとなり、強制されることとなり、恣意的に著しく低い価額で受け入れること(「恣意的な評価差額」を作り出すこと)はできなくなった。

併して、税務上の取扱いが決まることとなった。例えば、法人が現物出資を行う場合の税務上の受入価額は、その現物出資が適格現物出資であれば帳簿価額によること、非適格現物出資であれば時価によることとなり、強制されることとなり、恣意的に著しく低い価額で受け入れること(「恣意的な評価差額」を作り出すこと)はできなくなった。

5. おわりに

「恣意的な評価差額」を規制するために改正された本通達ではあるが、組織再編成の創設以降、「恣意的な評価差額」を作り出すことは不可能となった。また、組織再編成の創設は約15年も前の話であり、それ以前の再編成については帳簿書類の法定保存期間を経過していることから帳簿書類が残っていない可能性が高く、本通達が適用できない可能性が高い。このことから、本通達は、現行実務上は形骸化しており、その役目は終了していると考えられる。

これに関し、詳細については公表されていないが、帳簿書類が存在しなかったことを一因として、バブル期の現物出資によって作り出された評価差額に対する法人税等相当額を全額控除する評価が認められたという事案があったようだ(T&Aマスタ― No.423 新日本法規出版株式会社)。

一方、本通達が現時点でも残っていることから軽視することもできず、文面通りに解釈した場合には、正常な組織再編成を行って1日以後に開始する欠損金額の生ずる事業年度においては10年間とされている(法規26の3、59、67、平成27年改正法附則27①、平成27年改正法附則27②)。すなわち、実行から10年超を経過した組織再編成については、課税時期において帳簿書類が残っていない可能性があり、現物出資等受入れ差額を求めることが困難な場合も多いと推定される。

「恣意的な評価差額」を規制するために改正された本通達ではあるが、組織再編成の創設以降、「恣意的な評価差額」を作り出すことは不可能となった。また、組織再編成の創設は約15年も前の話であり、それ以前の再編成については帳簿書類の法定保存期間を経過していることから帳簿書類が残っていない可能性が高く、本通達が適用できない可能性が高い。このことから、本通達は、現行実務上は形骸化しており、その役目は終了していると考えられる。